

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
5	第2編 第2 5 施設の拡張性	-	(次行を追加する。) なお、施設拡張の対象については、初犯男子受刑者1,000名とする。	
5	第2編 第3 1 敷地条件	建設用地は、国道435号線に接した団地であり、造成・インフラが既に整備されている。周辺は遊歩道、植栽等が整備され、環境的に優れた地域である。 なお、建設用地の概要図は、資料に示す。	事業用地は、国道435号線に接した団地であり、造成・インフラが既に整備されている。周辺は遊歩道、植栽等が整備され、環境的に優れた地域である。 なお、事業用地の概要図は、資料に示す。	
5	第2編 第3 1 敷地条件	(1) 建設用地 山口県美祢市豊田前麻生下 (2) 敷地面積 約28万㎡	(1) 事業用地 山口県美祢市豊田前麻生下「美祢テクノパーク」 (2) 敷地面積 280,622㎡	
5	第2編 第3 1 敷地条件	(6) 地域地区 防火無指定	(6) 地域地区 防火無指定 (7) 法令等 <u>ア 開発許可申請は不要。</u> <u>イ 事業施設の主たる用途は次による。</u> <u>ウ 事業施設は用途上不可分な関係とする。</u> <u>ただし、イ及びウについては、具体的な計画内容により山口県が最終判断を行う。</u>	
5	第2編 第3 2 敷地データ (1)インフラ整備 状況 下水道 (汚水)	場内に既設排水網あり、浄化槽の整備を必要とする。	事業用地に既設排水網あり、浄化槽の整備を必要とする。	
5	第2編 第3 2 敷地データ (1)インフラ整備 状況 下水道 (雨水)	場内に既設排水網あり	事業用地に既設排水網及び美祢市管理の排水設備あり。なお、美祢市管理の排水設備については、これを存置(事業用地の雨水を放流することは可。)する(当該設備の位置・構造については、資料に示す。)	
7	第2編 第3 3 (1)A 職員宿 舎	職員が非常勤務に従事できるよう、刑務所の構内又は通用門(非常口を含む。)から陸路100m未満の距離内に設けられる国家公務員宿舎。	職員が非常勤務に従事できるよう、刑務所の構内又はこれに近接する場所に設けられる国家公務員宿舎。	

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考						
9	第2編 第3 3 (2) 想定建物面積 想定建物面積表	管理事務領域に設置する職員宿舍の想定建物面積等については、追って公表する。	(左記文章を削除し、下表を追加。) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>領域</th> <th>施設</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 管理事務領域</td> <td>職員宿舍</td> <td>8,000 m<sup>2</sup> (駐輪場含む)</td> </tr> </tbody> </table>	領域	施設	床面積	A 管理事務領域	職員宿舍	8,000 m <sup>2</sup> (駐輪場含む)	
領域	施設	床面積								
A 管理事務領域	職員宿舍	8,000 m <sup>2</sup> (駐輪場含む)								
10	第2編 第4 1 (1) 基本的性能の分類 基本性能の分類表	<ul style="list-style-type: none"> <li>「適用水準」</li> <li>「庁舎施設」, 「管理施設」, 「受刑者生活施設」, 「受刑者活動施設」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「各領域における施設の適用水準」</li> <li>「管理事務領域」, 「業務活動領域」, 「受刑者生活領域」, 「受刑者作業領域」</li> </ul>							
10	第2編 第4 1 (1) 基本的性能の分類 基本性能の分類表	「庁舎施設」の列の <ul style="list-style-type: none"> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 設置環境 - 情報処理機能」: —</li> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 設置環境 - 情報交流機能」: —</li> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 信頼性 - 情報交流機能」: —</li> </ul>	「庁舎施設」の列の <ul style="list-style-type: none"> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 設置環境 - 情報処理機能」: <u>1</u></li> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 設置環境 - 情報交流機能」: <u>1</u></li> <li>「機能性 - 情報化対応性 - 信頼性 - 情報交流機能」: <u>1</u></li> </ul> 1: 庁舎を除く施設							
11	第2編 第4 1 (2) 1 保安管理	逃走・進入防止	逃走・侵入防止							
11	第2編 第4 1 (2) 1 保安管理 逃走・侵入防止 保安区域境界のセキュリティ	受刑者の逃走と不審者の進入を防止するために、必要な保安構造や保安システムを構築する。	受刑者の逃走と不審者の侵入を防止するために、必要な保安構造や保安システムを構築する。							
12	第2編 第4 1 (2) 1 保安管理 暴動への拡大防止 駆け付け	職員宿舍は、本施設の構内又は通用門（非常口を含む。）から陸路100m未満の距離内に配置する。	職員宿舍は、職員が緊急時に対応しやすい場所に配置する。							

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
13	第2編 第4 1 (2) イ 保安管理 監視・確認 建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央監視卓における監視カメラによる遠隔監視・確認を行う。</li> <li>・監視卓と中央監視卓による2重のチェック・記録の保存を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央監視卓における監視カメラによる遠隔監視・確認を行う。</li> <li>・<u>集団面会室及び保護室は、その使用中、中央監視卓における記録(録画)を行う。</u></li> <li>・監視卓と中央監視卓による2重のチェック・記録の保存を行う。</li> </ul>	
15	第2編 第4 1 (2) イ 医療 医療環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務病室は医療法に適合した設備構造とする。</li> <li>・病室配置を中廊下形式とした場合は、廊下の通風・採光に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務・病室は医療法に適合した設備・構造とする。</li> <li>・<u>婦人科については、受刑者の診療に支障が無い範囲で、受刑者以外の者の診療を行うことが可能な配置、構造とし、受刑者と受刑者以外の受診者の動線が交錯しないようにする。</u></li> <li>・病室配置を中廊下形式とした場合は、廊下の通風・採光に配慮する。</li> </ul>	
16	第2編 第4 1 (2) ウ 収容 増への対応	収容棟や職業訓練棟の配置に当たっては、敷地全体を有効に活用しつつ、仮に将来、センターの収容規模を2,500人程度に増築する場合であっても効率よく整備できるよう配置する。	収容棟や職業訓練棟の配置に当たっては、敷地全体を有効に活用しつつ、仮に将来、 <u>国がセンターの収容規模を2,000人程度に増築する場合であっても効率よく整備・運営できるよう配置する。</u> なお、 <u>施設拡張の対象については、初犯男子受刑者1,000名とする。</u>	
17	第2編 第4 2 (2) 諸室の利用時間帯とセキュリティ 立ち入りに関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「 - 職員の許可を受けたものが出入り可能」</li> <li>・「 - 職員の帯同により出入りが可能」</li> <li>・「 - 職員のみが出入り可能」</li> <li>・「 - 許可された職員のみが出入り可能」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「 - <u>国の職員</u>の許可を受けたものが出入り可能」</li> <li>・「 - <u>国の職員</u>の帯同により出入りが可能」</li> <li>・「 - <u>国及びPFI事業者</u>の職員のみが出入り可能」</li> <li>・「 - <u>センター長に許可された国及びPFI事業者の職員のみが出入り可能</u>」</li> </ul>	
32	第2編 第4 5 (1) 電気設備 性能表 凡例	「電源供給」 - 「特殊用途機器」	「電源供給」 - 「特殊用途機器(注)」 (注)：特殊用途機器は、備品等一覧表(参考資料7)中のパソコン、コピー機、金属探知機等特殊な用途に使用される機器。	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 職員待機所 男子脱衣所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「3」, 「換気 - 回数」欄「5」	

美祿社会復歸促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 職員待機所 女子脱衣所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>5</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 職員待機所 男子便所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>10</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 職員待機所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>10</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 訓練施設 男子更衣室	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>5</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 訓練施設 女子更衣室	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>5</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 訓練施設 男子便所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>10</u> 」	
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 訓練施設 女子便所	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「 <u>3</u> 」, 「換気 - 回数」欄「 <u>10</u> 」	

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂 正 前	訂 正 後	備 考
41	第2編第4 5 (2) 機械設備性能表 サービス棟 更衣室	「換気 - 種別」欄「 」, 「換気 - 回数」欄「 」	「換気 - 種別」欄「3」, 「換気 - 回数」欄「5」	
47	第2編第4 5 (3) 昇降機設備	・収容棟は, 運営業務上必要な小荷物専用昇降機を考慮	・収容棟は, 運営業務実施上必要な乗用（荷物兼用）として昇降機を考慮する。	
48	第2編第4 6 (1) 駐車場・駐輪場ア	センター用職員用車及び来訪者用	センター用職員用及び来訪者用	
48	第2編第4 6 (1) 駐車場・駐輪場	イ 職員宿舍居住者の乗用車・自転車・オートバイを保管するスペースを設ける。 ・駐車場：戸数分 ・駐輪場（屋根付き）：世帯宿舍用2台/戸, 独身及び单身宿舍用1台/戸	イ 職員宿舍居住者の乗用車・自転車・オートバイを保管するスペースを設ける。 ・駐車場：124台 ・駐輪場（屋根付き）：a規格以外の宿舍用2台/戸, a規格宿舍用1台/戸	
48	第2編 第4 6 外構施設	(2)構内道路・広場・歩道 ・既設道路を十分に活用した動線計画を考慮して, 構内道路を計画する。 ・市民に開放できる広場・散策路等を考慮する。	(2)構内通路・広場・歩道 ・既設道路を十分に活用した動線計画を考慮して, 構内通路を計画する。 ・地域住民も利用可能な広場・散策路等を考慮する。 <u>構内通路は, 少なくとも資料に示す位置を確保する。</u> <u>なお, 通路の出入口付近には, センターの管理地である旨を表示し, 刑務所施設の運営に支障がある場合には直ちに通行禁止の措置を取ることができるよう, 必要な設備（簡易なもので可。ただし, 収容施設を感じさせない外観とする。）を設ける。</u>	
49	第2編 第4 7 職員宿舍	-	要求水準書49～52頁に示す内容に訂正。	
53	第2編 第5 1(2)設計業務 I	実施設計及び施工工程表	工程表	

美祿社会復歸促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
53	第2編 第5 1(3)建設工 事オ	既存地中障害物	地中障害物	
54	第2編 第5 2(1)ア コスト管 理計画書の 作成	基本設計終了時，実施設計途中，	基本設計完了時，実施設計途中，	
54	第2編 第5 2(1)ア コスト管 理計画書の 作成	それぞれコスト管理表を作成し，	それぞれコスト管理計画書を作成し，	
54	第2編 第5 2(1)ア コスト管 理計画書の 作成	各段階において基本設計終了時とのコスト比較を行い，	各段階において基本設計完了時とのコスト比較を行い，	
54	第2編 第5 2(1)ア コスト管 理計画書の 作成	基本設計終了時の設計書によるものとする。	基本設計完了時の設計図書によるものとする。	
54	第2編 第5 2(1)イ 要求 性能の確認 (ア)	設計図	設計図書	
54	第2編 第5 2(1)イ 要求 性能の確認 (ア)	施工終了時	施工完了時	
55	第2編 第5 2(2)イ 設計 図書の作成 (ウ)	基本設計書の提出	基本設計図書の提出	

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
55	第2編 第5 2(2)イ 設計 図書の作成 (I)	実施設計書の提出	実施設計図書の提出	
55	第2編 第5 2(2)ウ (ア)透 視図の作成	実施設計がほぼ終了する段階	実施設計がほぼ完了する段階	
56	第2編 第5 2(2) オ 平面 計画協議	基本設計終了前	基本設計完了前	
56	第2編 第5 2(3) ア 建設 工事 (ア)	建設工事は、実施設計書及び変更契約に基づいた変更設計書を履行する。	建設工事は、実施設計図書及び変更契約に基づいた変更設計図書を履行する。	
58	第2編 第5 2(3) ケ 施設 保全に係る 資料の作成	本事業完了後、	本事業終了後、	
62	第2編 第5 3(8) 施工体 制台帳の作 成	施工体制図	施工体系図	
65	第3編 第1 3 業務内容	( 1 ) 建築物点検保守業務 施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部点検保守。	( 1 ) 建築物保守管理業務 施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部保守管理。	
70	第3編 維持 管理	第 2 建築物点検保守業務	第 2 建築物保守管理業務	
70	第3編 第2 1 業務概要	建築物点検保守業務は、	建築物保守管理業務は、	

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理要求水準書（案）訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
67	第3編第17 (2) ウ 光熱水費	光熱水費については、追って公表する。	ライフサイクルコスト縮減の観点から、光熱水費の縮減に努める。	
77	第3編第43 特記事項	-	<p>（下記文章を追加）</p> <p>事業者は、事業終了先立ち、施設の性能・機能の状態を調査し、必要ならば修繕を施し、施設の状態を国に報告するものとする。その報告および引渡し検査を通して、国は支障がないことを確認する。</p> <p>なお、事業期間中における大規模修繕は、事業終了時において施設の実用上支障のない状態を確保するために最低限必要なものとする。</p>	